平成２１年（再ロ）第５号
奈良県山辺郡山添村大字的野931番地
再生債務者　馬籠　進広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月２日　奈良地方裁判所

平成２１年（再ロ）第６号
青森県平川市広船広沢285番地１
再生債務者　長尾　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第１０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目９番14―602号
再生債務者　大儀　智唯
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月１日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第５号
札幌市東区本町２条９丁目２番20―512号
再生債務者　永田　尋喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第５号
青森県平川市荒田下駒田88番地２
再生債務者　古川　雄久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１８年（再ロ）第７号
北海道岩見沢市５条東17丁目84番地
再生債務者　石崎　幸生
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月29日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月30日
札幌地方裁判所岩見沢支部

外国倒産処理手続の承認及び管理命令

平成２１年（承）第２号
中華人民共和国香港特別行政区　セントラル　香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階
債務者　リーマン・ブラザーズ・アジア・キャピタル・カンパニー
連帯清算人　パトリック・カウリー、ポール・ジェレミー・ブラフ、エドワード・サイモン・ミドルトン
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文
⑴　債務者について中華人民共和国香港特別行政区高等法院第一審裁判所において西暦2008年11月19日開始された清算手続を承認する。
⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。
3　承認管財人　中華人民共和国香港特別行政区セントラル香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階　パトリック・カウリー
4　債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成21年９月30日
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（承）第３号
中華人民共和国香港特別行政区　セントラル　香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階
債務者　リーマン・ブラザーズ・コマーシャル・コーポレーション・アジア・リミテッド
連帯清算人　パトリック・カウリー、ポール・ジェレミー・ブラフ、エドワード・サイモン・ミドルトン
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文
⑴　債務者について中華人民共和国香港特別行政区高等法院第一審裁判所において西暦2008年11月26日開始された清算手続を承認する。
⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。
3　承認管財人　中華人民共和国香港特別行政区セントラル香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階　パトリック・カウリー
4　債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成21年９月30日
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（承）第４号
中華人民共和国香港特別行政区　セントラル　香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階
債務者　リーマン・ブラザーズ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド
連帯清算人　パトリック・カウリー、ポール・ジェレミー・ブラフ、エドワード・サイモン・ミドルトン
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文
⑴　債務者について中華人民共和国香港特別行政区高等法院第一審裁判所において西暦2008年11月19日開始された清算手続を承認する。
⑵　債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる。
3　承認管財人　中華人民共和国香港特別行政区セントラル香港　チャター通り10番地、プリンスズビルディング８階　パトリック・カウリー
4　債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成21年９月30日
東京地方裁判所民事第８部

独立行政法人造幣局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。
独立行政法人造幣局
理事長　新原　芳明
大前　　忠
独立行政法人造幣局理事に任命する
（以上平成21年10月１日）

会社その他の公告

合併公告

当社（乙）は、合併により信金中金ビジネス株式会社（甲、住所東京都新宿区市谷本村町九番一号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第一三三号）
平成二十一年十月十三日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番八号
全国信用不動産株式会社
代表取締役社長　服部　順一

合併公告

当社（甲）は、合併により全国信用不動産株式会社（乙、住所東京都中央区日本橋室町一丁目一一番八号）の権利義務全部を承継することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第一三三号）
平成二十一年十月十三日
東京都新宿区市谷本村町九番一号
信金中金ビジネス株式会社
代表取締役社長　木村　雅人